　　　※以下の点に留意して、図面等を作成・提案すること。

　　　　　・各階平面図が基準階として表現できる場合は、基準階平面図に代替可とする。

　　　　　・縮尺は1/500を基本とする。

　　　　　・住戸（タイプ）、機械室等のおおまかな用途名称を記載すること。

　　　　　・用途別に色分けする等、わかりやすい表記・説明を心掛けること。